

令和3年8月2日

都留市長 堀内 富久 様

都留市都市計画審議会

会長 小俣 政 英



景観形成基準不適合工作物の建築について（答申）

令和3年7月19日付け都建発第98号で諮問のあったこのことについては、下記のとおり意見を申し述べます。

記

景観形成基準を超える高さとなるが、景観への配慮状況及びリニア中央新幹線への寄与などを総合的に判断し、特例として計画のとおり建築することはやむを得ないと認める。

ただし、建築においては周辺地域の安全を確保させるとともに、将来撤去する施設の撤去時期を把握するよう努められたい。